

第67号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年11月25日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

人事院勧告に準じ、一般職の職員の勤勉手当に係る支給率を改定するとともに、特別職等の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第6条 芦屋市教育委員会教育長の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の190」を「100分の197.5」に，「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条の4第2項第1号中「100分の67.5」を「，6月に支給する場合においては100分の67.5，12月に支給する場合においては100分の82.5」に改め，同項第2号中「100分の32.5」を「，6月に支給する場合においては100分の32.5，12月に支給する場合においては100分の37.5」に改める。

第8条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条の4第2項第1号中「，6月に支給する場合においては100分の67.5，12月に支給する場合においては100分の82.5」を「100分の75」に改め，同項第2号中「，6月に支給する場合においては100分の32.5，12月に支給する場合においては100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第10条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は、平成26年1月2日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告に準じ、一般職の職員の勤勉手当に係る支給率を改定するとともに、特別職等の期末手当に係る支給率を一般職に準じて改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 平成26年12月期の期末手当又は勤勉手当の支給率の改正

(第1条, 第3条, 第5条, 第7条及び第9条関係)

次に掲げる条例を改正し、次の表のとおり支給率を引き上げる。

- ア 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- イ 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
- ウ 芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- エ 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例
- オ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例

	改正する 手当	改正案		現 行	
		6月期	12月期	6月期	12月期
		支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	期末手当	190/100	220/100	190/100	205/100
市長・副市長					
教育長	勤勉手当	67.5/100	82.5/100	67.5/100	67.5/100
一般職 再任用職員以外					
	再任用職員	32.5/100	37.5/100	32.5/100	32.5/100
病院事業管理者	期末手当	190/100	220/100	190/100	205/100

(2) 平成27年度以降の期末手当又は勤勉手当の支給率の改正

(第2条, 第4条, 第6条, 第8条及び第10条関係)

(1)に掲げる条例を改正し、次の表のとおり6月期の支給率を引き上げ、12月期の支給率を引き下げる。

	改正する 手当	改正案		現 行	
		6 月期 支給率	1 2 月期 支給率	6 月期 支給率	1 2 月期 支給率
市議会議員	期末手当	197.5/100	212.5/100	190/100	220/100
市長・副市長					
教育長					
一般職	再任用職員以外	75/100	75/100	67.5/100	82.5/100
	再任用職員	35/100	35/100	32.5/100	37.5/100
病院事業管理者	期末手当	197.5/100	212.5/100	190/100	220/100

3 施行期日

- (1) 2 (1)の規定 平成26年12月1日
- (2) 2 (2)の規定 平成27年4月1日